

プログラム1

# 医師の働き方改革に向けた取組み等について

熊本県健康福祉部健康局医療政策課

主幹 朝永 剛史

# 医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

## 現状

### 【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

### 【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

### 【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

## 目指す姿

**労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する**

**全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする**

**質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供**

## 対策

### 長時間労働を生む構造的な問題への取組

**医療施設の最適配置の推進**

(地域医療構想・外来機能の明確化)

**地域間・診療科間の医師偏在の是正**

**国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進**

### 医療機関内での医師の働き方改革の推進

**適切な労務管理の推進**

**タスクシフト/シェアの推進**

(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

### 時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用(2024.4~) 法改正で対応

#### 地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間		義務
B (救急医療等)	※2035年度末を目標に終了		
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		
C-2 (高度技能の修得研修)			

#### 医師の健康確保

##### 面接指導

健康状態を医師がチェック

##### 休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

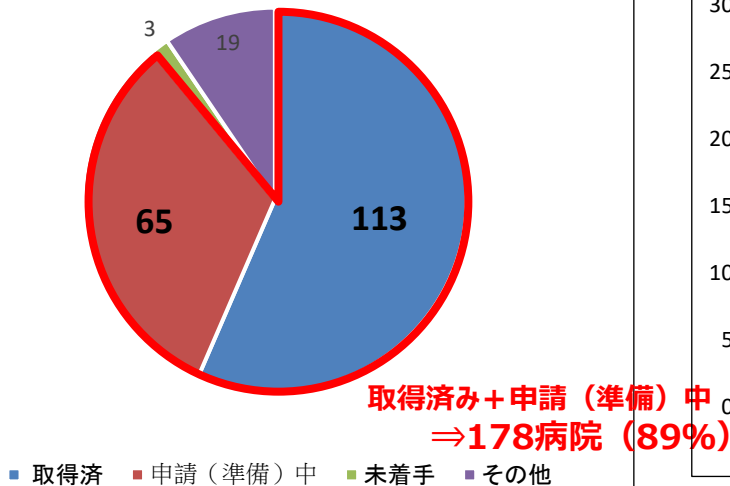
※本県では、R5.8月末時点で3つの医療機関が特例水準の指定を検討しており、評価センターの評価受審を実施

## 本県における宿日直許可の取得状況

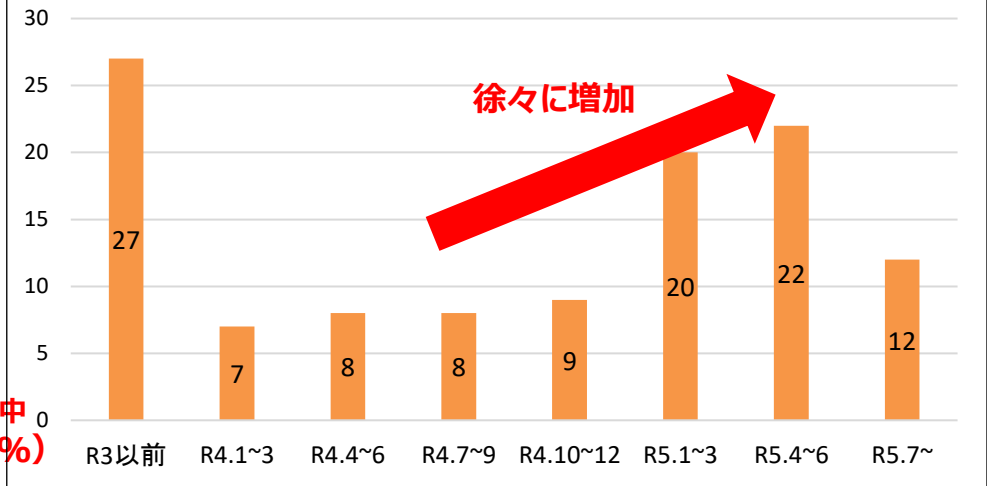
- R5.8月末時点で、**県内全200病院のうち半数以上の113病院が既に宿日直許可※を取得している。**また、65病院が取得に向けて、「申請中または申請準備中」であり、**「取得済」と合わせると178病院（全体の89%）**となっている。
- 有床診療所においても、R4年度以降、県内7診療所が宿日直許可※を取得している。

※ 医療機関のうち一部の診療科のみ取得したもの等を含む。（勤改センター調べ）

### 宿日直許可の取得状況（病院）



### 宿日直許可件数の推移（病院/取得時期別）



## ～R6.4月の医師の働き方改革施行に向けて～

### <A水準を予定されている医療機関の皆さまへ>

医師の働き方改革施行開始まで残り約半年です。以下の項目について、再確認をお願いします！

- ① 自院内での医師の労働時間を客観的な方法で把握できている。
- ② 自院で勤務する医師の、兼業・副業先における労働時間を当該医師からの自己申告等で把握している。
- ③ 宿日直業務について、労基署から宿日直許可を取得している。
- ④ R 6 年度以降の医師派遣の受入条件について、派遣元の医療機関と協議済である。
- ⑤ 副業・兼業先での労働時間を含め、時間外・休日労働が年960時間超の医師がいない。
- ⑥ 新たな様式による36協定の締結と労基署への届出について、制度を理解している。
- ⑦ 追加的健康確保措置（面接指導・休息時間の確保）の実施について、準備済である。

※A水準の医師の場合、休息時間の確保は努力義務ですが、面接指導は義務になります。



# 熊本県医療勤務環境改善支援センターについて

医師の働き方改革に関連するお困りごと等があれば、**お気軽に熊本県医療勤務環境改善支援センターをご利用ください！！**

医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）は  
**医療従事者の働きやすい環境づくりを実現するため  
様々な活動で医療機関を支援するセンターです**

## 設置の経緯と役割

勤改センターは、「医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点」として、医療法に基づき、各都道府県に設置されています。

勤改センターは、可能な限り多くの医療機関が医療従事者の勤務環境の改善に主体的に取り組まれるよう、医療労務管理アドバイザー（人事・労務管理の専門家である社会保険労務士等）と医業経営アドバイザー（医業経営の専門家である医業経営コンサルタント等）を派遣するなどして、医療機関に対する勤務環境の改善の重要性の周知や具体的な改善への支援を行っています。

また、勤改センターは、医療機関に対して、PDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組みである「医療勤務環境マネジメントシステム」に基づく改善計画の策定・実施・評価等を総合的に支援する役割を担っています。

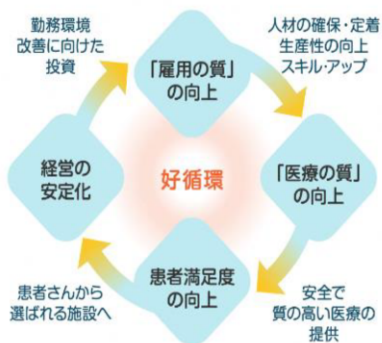
熊本県では、公益社団法人熊本県医師会が熊本県及び熊本労働局から勤改センターに係る委託事業を受託し、運営にあたっています。

## 医療勤務環境改善の好循環サイクル

医療の質の向上や経営の安定化の観点から、自らのミッションに基づき、ビジョンの実現に向けて、組織として発展していくことが重要です。

そのためには、各医療機関において、医療従事者が働きやすい環境を整え、専門職の集団として働きがい高めよう、勤務環境を改善させる取組みが不可欠となります。

勤務環境の改善により、医療従事者が惹きつけられる医療機関となるだけでなく、医療の質が向上し、患者の満足度も向上します。



## 相談・支援の内容

勤改センターでは、以下のような相談・支援に応じて、社会保険労務士、医業経営コンサルタント等の専門家がアドバイスを行います。

また、「医療勤務環境マネジメントシステム」の導入を支援し、医療従事者、患者、経営にとってWIN-WIN-WINとなるような好循環の実現をサポートします。



### 医師の働き方改革

- ・ 時間外・休日労働の上限規制
- ・ 宿日直許可の申請
- ・ 特例水準の申請
- ・ 医師労働時間短縮計画の作成

### 働き方や休み方の改善

- ・ 時間外労働の削減
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ タスク・シフト／シェアの推進
- ・ 勤務間インターバルの確保

### 健康支援

- ・ メンタルヘルス対策

### 働きやすさ確保のための環境整備

- ・ 仕事と子育ての両立支援
- ・ 仕事と介護の両立支援
- ・ 職員の安全の確保（暴言・暴力等への対策）
- ・ いじめ・ハラスメント対策

### ◎センターの活用事例

